

## 加東市議会基本条例（平成22年9月28日加東市条例第18号）

### 目次

前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第5条）
- 第3章 市民と議会との関係（第6条—第8条）
- 第4章 議会と行政との関係（第9条—第13条）
- 第5章 自由討議の保障（第14条）
- 第6章 委員会（第15条）
- 第7章 法定外会議の設置（第16条・第17条）
- 第8章 議会及び議会事務局体制の整備（第18条—第20条）
- 第9章 広報広聴活動（第21条）
- 第10章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第22条—第24条）
- 第11章 最高規範性及び見直し手続（第25条・第26条）

附則

加東市議会は、加東市民によって選出された加東市議会議員により構成される議事機関であり、市長との二元代表制の下、市民の負託にこたえ、加東市の発展と市民福祉の向上を図る使命を有している。

地方分権時代を迎え、自治体の自己決定及び自己責任の範囲が拡大しており、議会は討議を通じ、その責務である監視機能及び政策立案機能を強化し充実させることが求められている。また、対話を通じ市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた信頼される議会をつくる必要がある。

これらの実現を目指し、地方自治法が定める規定の遵守に加え、公正性及び透明性の確保、政策形成への市民参加の推進、積極的な情報公開、市長その他の執行機関との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るために、ここにこの条例を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、市民に身近な議会とするため、並びに議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### 第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

**第2条** 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視すること。
- (3) 市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。
- (4) 市民に分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (5) 市民に分かりやすい議会運営を行うために、加東市議会委員会条例（平成18年加東市条例第188号）、加東市議会会議規則（平成18年加東市議会規則第1号）及び加東市議会運営基準（平成18年4月7日制定）を継続的に精査し、必要があれば見直すこと。
- (6) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

（議員の活動原則）

**第3条** 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者又は代表者としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議員発議による積極的な条例提案を行うよう努めること。
- (4) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(議長及び副議長)

#### **第4条** 議長は、議会を公平、公正及び中立の立場で運営しなければならない。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。
- 3 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民に対して透明性を確保しなければならない。
- 4 議会は、前項の選出に当たって、所信の表明を希望する議員に対しては、その機会を与えるものとする。

(会派)

#### **第5条** 議員は、議会活動を行うため、政策集団としての会派を結成することができる。

#### **第3章 市民と議会との関係**

(市民と議会との関係)

#### **第6条** 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならぬ。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、その専門的識見、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 5 議会は、市民からの請願又は陳情については、原則として政策提案と位置付け、その審議においては、請願者又は陳情者の意見を聞く機会を設けるように努めるものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めるものとする。

(議会報告会)

#### **第7条** 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、少なくとも年1回議会報告会を行うものとする。

- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

(議決責任等)

#### **第8条** 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、団体若しくは機関としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

- 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

#### **第4章 議会と行政との関係**

(市長等との関係の基本原則)

#### **第9条** 議会審議において議員と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 議会における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 議会における質疑応答は、一問一答の方式で行うことができる。
- (3) 議会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

(4) 議会に出席を要請された市長等は、議員修正案や議員提出議案に対して議長又は委員長の許可を得て、意見を述べることができる。

(議会審議における論点情報の形成)

**第10条** 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

(予算及び決算における政策説明)

**第11条** 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(監視及び評価)

**第12条** 議会は、市長等の事務の執行について、監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(任意的議決事件)

**第13条** 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、別に条例で定める。

## 第5章 自由討議の保障

(議員間の討議による合意形成)

**第14条** 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

## 第6章 委員会

**第15条** 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、専門性及び特性を活かした積極的な委員会運営に努めなければならない。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 第7章 法定外会議の設置

(政策討論会)

**第16条** 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催することができる。  
(市民との意見交換会)

**第17条** 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する会議を設置するものとする。

## 第8章 議会及び議会事務局体制の整備

(議員研修)

**第18条** 議会は、議員の審議能力、政策形成能力及び立案能力の向上を図るために、議員の研修の充実に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。  
(議会事務局の充実)

**第19条** 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制機能の充

実を図るものとする。

(議会図書室の充実)

**第20条** 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

### 第9章 広報広聴活動

**第21条** 議会は、議会活動に係る情報を市民に提供するため、議会広報を発行するものとする。

- 2 議会は、加東市ケーブルテレビを活用した議会中継に取り組むとともに、インターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用した広報活動に努めるものとする。
- 3 議会は、多様な市民の意見及び提案を把握するため、市民アンケート等の広聴活動の方策を講ずるよう努めなければならない。

### 第10章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(政治倫理の確立)

**第22条** 議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為及びその地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

- 2 議員は、その責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。  
(議員定数)

**第23条** 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。  
(議員報酬)

**第24条** 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

### 第11章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

**第25条** この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会に關係する他の条例、規則、告示等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。  
(見直し手続)

**第26条** この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

#### 附 則(平成24年12月26日加東市条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

#### 附 則(平成26年10月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成27年7月1日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成28年9月26日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 加東市議会基本条例

## 目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第5条）

第3章 市民と議会との関係（第6条—第8条）

第4章 議会と行政との関係（第9条—第13条）

第5章 自由討議の保障（第14条）

第6章 委員会（第15条）

第7章 法定外会議の設置（第16条・第17条）

第8章 議会及び議会事務局体制の整備（第18条—第20条）

第9章 広報広聴活動（第21条）

第10章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第22条—第24条）

第11章 最高規範性及び見直し手続（第25条・第26条）

附則

加東市議会は、加東市民によって選出された加東市議会議員により構成される議事機関であり、市長との二元代表制の下、市民の負託にこたえ、加東市の発展と市民福祉の向上を図る使命を有している。

地方分権時代を迎えるにあたり、自治体の自己決定及び自己責任の範囲が拡大しており、議会は討議を通じ、その責務である監視機能及び政策立案機能を強化し充実させることが求められている。また、対話を通じ市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた信頼される議会をつくる必要がある。

これらの実現を目指し、地方自治法が定める規定の遵守に加え、公正性及び透明性の確保、政策形成への市民参加の推進、積極的な情報公開、市長その他の執行機関との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るために、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、市民に身近な議会とするため、並びに議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### ◆第1条の解説◆

この条例は、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的に、情報公開と市民参加を原則とした議会運営の基本事項について定めたものです。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視すること。
- (3) 市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。
- (4) 市民に分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (5) 市民に分かりやすい議会運営を行うために、加東市議会委員会条例（平成18年加東市条例第188号）、加東市議会会議規則（平成18年加東市議会規則第1号）及び加東市議会運営基準（平成18年4月7日制定）を継続的に精査し、必要があれば見直すこと。
- (6) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

#### ◆第2条の解説◆

- 1 公正性、透明性を重視した開かれた議会づくりについて定めています。
- 2 議会が市民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う市政運営をチェックすることを定めています。
- 3 議会が市民の多様な意見を把握して、政策立案に取り組むことを定めています。
- 4 議会の情報公開と説明責任を定めています。
- 5 市民にわかりやすい議会運営のために、会議規則等を継続的に見直すことを定めています。
- 6 市民の傍聴意欲を高めるような議会運営に努めることを定めています。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者又は代表者としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議員発議による積極的な条例提案を行うよう努めること。
- (4) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

#### ◆第3条の解説◆

- 1 多様な市民の意思を反映し、政策水準を高めるために、議員間における自由な討議が、議会制度の重要な要素であることを定めています。
- 2 議員が、市政全般の課題と市民の意見等を把握し、自ら資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。

3 議員立法による積極的な政策提案の実施について定めています。

4 議員は、議会を構成する一員として市民全体のために活動することを定めています。

(議長及び副議長)

第4条 議長は、議会を公平、公正及び中立の立場で運営しなければならない。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。

3 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民に対して透明性を確保しなければならない。

4 議会は、前項の選出に当たって、所信の表明を希望する議員に対しては、その機会を与えるものとする。

◆第4条の解説◆

1 議長は、議会を公平、公正及び中立の立場で運営しなければならないことを定めています。

2 副議長は地方自治法に定められた議長の職務の代行のほかに、平常時には議長を補佐するものとします。

3 議長、副議長の選挙の際の透明性を確保するものとし、希望する議員に対しては選挙に臨むに当たって所信表明の機会を設けるものとしています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、政策集団としての会派を結成することができる。

◆第5条の解説◆

政策能力の向上等議会活動を行うために、議員が会派を結成することができることを定めています。

第3章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）にあっては、法第109条第5項及び第6項（法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、その専門的識見、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政

策提案の拡大を図るものとする。

- 5 議会は、市民からの請願又は陳情については、原則として政策提案と位置付け、その審議においては、請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるように努めるものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めるものとする。

◆第6条の解説◆

- 1 議会の果たすべき事項として、活動の情報公開と説明責任について定めています。
- 2 本会議、委員会の原則公開、市民との対話の機会を多様に設けることを定めています。
- 3 法律の制度を活用し、市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。
- 4 市民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図ることを定めています。
- 5 請願・陳情を市民の政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴取する機会を設けることを定めています。
- 6 重要な議案への各議員への態度の公表等、議員活動の評価につながる情報公開について定めています。

(議会報告会)

- 第7条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、少なくとも年1回議会報告会を行うものとする。
- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

◆第7条の解説◆

- 1 議会自らが積極的に地域に出向き、直接、市民に対して議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の関心や意見を直接お聞きする貴重な機会として議会報告会を位置づけて実施していくことを規定しています。
- 2 議会報告会の開催単位や報告会での議員の役割等の詳細については、別途定めていくことを規定しています。

(議決責任等)

- 第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、団体若しくは機関としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。
- 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

◆第8条の解説◆

- 議会は、団体意思の決定や議会運営に対して議決責任を認識するとともに、説明責任を負うことを定めています。

## 第4章 議会と行政との関係 (市長等との関係の基本原則)

第9条 議会審議において議員と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 議会における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 議会における質疑応答は、一問一答の方式で行うことができる。
- (3) 議会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。
- (4) 議会に出席を要請された市長等は、議員修正案や議員提出議案に対して議長又は委員長の許可を得て、意見を述べることができる。

### ◆第9条の解説◆

1 議会審議における議員と市長等執行機関との緊張感の保持について定めています。

2 論点、争点を明確にするため、議会における質疑応答を一問一答の方式で実施することができるなどを定めています。

3 議員の質問等に対して、市長等が議長の許可を得て、逆質問ができるなどを定めています。

## (議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

### ◆第10条の解説◆

政策水準を高める議論を行うため、7項目の情報提供に努めるよう市長に求めるなどを定めています。

## (予算及び決算における政策説明)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

◆第11条の解説◆

市長が、予算案や決算を議会に提出するに当たり、分かりやすい施策別・事業別説明資料の作成に努めるよう市長に求めるなどを定めています。

(監視及び評価)

第12条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

◆第12条の解説◆

議会が市長等の事務執行について監視を行い、議決等を通じてその評価を明らかにすることについて定めています。

(任意的議決事件)

第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、次に掲げるものとし、市政全般にわたる重要な計画等について、地域経営の観点から積極的に審議を行い、市政の運営に資するものとする。

- (1) 総合計画の基本計画を策定すること。
- (2) 都市計画マスタープランを策定すること。
- (3) 住宅マスタープランを策定すること。
- (4) 地域福祉計画を策定すること。
- (5) 次世代育成支援行動計画を策定すること。
- (6) 男女共同参画計画を策定すること。
- (7) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定すること。
- (8) 障害者基本計画・障害福祉計画を策定すること。
- (9) 教育振興基本計画を策定すること。

◆第13条の解説◆

市政全般にわたる重要な計画等について、議会と市長等執行機関が市民に対する責任とともに担うことにより、計画的で市民の視点に立った透明性の高い市行政を推進することを定めています。

第5章 自由討議の保障

(議員間の討議による合意形成)

第14条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあって

は、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

◆第14条の解説◆

1 議会が討論の場であることを確認し、議員間の討議を中心に運営に努めることを定めています。

2 議会は、本会議・委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員間で十分に討論、議論を尽くして合意形成に努めること、市民に対し結果の説明責任を果たすことを定めています。

第6章 委員会

第15条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、専門性及び特性を活かした積極的な委員会運営に努めなければならない。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

◆第15条の解説◆

新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かして、適切に対応することを定めています。

第7章 法定外会議の設置

(政策討論会)

第16条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

◆第16条の解説◆

市政の重要課題について、議員間で討議を行う政策討論会を実施することについて定めています。

(市民との意見交換会)

第17条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する会議を設置するものとする。

◆第17条の解説◆

市民の意向を市政に反映するため、議会と市民等が意見交換できる会議の設置について定めています。

第8章 議会及び議会事務局体制の整備

(議員研修)

第18条 議会は、議員の審議能力、政策形成能力及び立案能力の向上を図るため、議員の研修の充実に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

◆第18条の解説◆

議員の資質及び政策立案能力向上のため、議員研修を充実強化することを定めています。

(議会事務局の充実)

第19条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制機能の充実を図るものとする。

◆第19条の解説◆

議会、議員の政策立案機能を高めるため、事務局の体制整備と強化について定めています。

(議会図書室の充実)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

◆第20条の解説◆

議会図書室の充実を図り、広く活用を目指すことを定めています。

## 第9章 広報広聴活動

第21条 議会は、議会活動に係る情報を市民に提供するため、議会広報を発行するものとする。

2 議会は、加東市ケーブルテレビを活用した議会中継に取り組むとともに、インターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用した広報活動に努めるものとする。  
3 議会は、多様な市民の意見及び提案を把握するため、市民アンケート等の広聴活動の方策を講じるよう努めなければならない。

◆第21条の解説◆

1 議会広報紙の発行による議会広報について定めています。

2 ケーブルテレビの活用による議会中継や、インターネット等の活用による積極的な広報活動の実施について定めています。

3 市民の意見を把握するため、アンケート等公聴活動の実施について定めています。

## 第10章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(政治倫理の確立)

第22条 議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為及びその地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

2 議員は、その責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならぬ。

◆第22条の解説◆

議員の地位を悪用した不正な口利きなどをしない等、議員の責務を正しく認識し、政治倫理を遵守した議員活動を行うことを規定しています。

(議員定数)

第23条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。
- 3 議会は、前項の議員定数の改正に当たっては、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、市の実情にあった定数を検討するものとする。

◆第23条の解説◆

1 議員定数は、別の条例（加東市議会議員定数条例）で定めることとしています。

2 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また公聴会制度や参考人制度等を活用して、広く市民の意見を聴取することを定めています。

(議員報酬)

第24条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。
- 3 議会は、前項の議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、市の実情にあった報酬を検討するものとする。

◆第24条の解説◆

1 議員報酬は、別の条例（加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例）で定めることとしています。

2 報酬の改正は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また公聴会制度や参考人制度等を活用して、広く市民の意見を聴取することを定めています。

第11章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会に

関係する他の条例、規則、告示等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

◆第25条の解説◆

1 議会基本条例は加東市議会における最高規範であり、議会が議会に関する条例や規則等を制定する場合には議会基本条例の趣旨を尊重しなければならないことを定めています。

2 一般選挙後に、議会基本条例の研修を実施することについて定めています。

(見直し手続)

第26条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◆第26条の解説◆

条例を情勢の変化等を勘案して、見直していくことを定めています。なお、前条第2項の研修の際に、見直しの議論についても合わせて実施することとします。

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

## 平成29年度議会基本条例にもとづく評価結果

加東市議会基本条例制定後6年が経過し、今までの取り組みを省みるため議会基本条例第26条にもとづく評価を実施した。平成29年3月27日にアンケートを配布、4月20日までに全議員から回答を得た。

### 1. 評価

評価にあたっては、アンケートにおいて議会基本条例の条文ごとに選択式（◎=十分成果が上がっている、○=取り組めている、×=取り組みができていない）により評価を行い、別に個人の所感を自由記述欄に記入した。

選択式評価の集計結果は下記の通り。

	◎	○	×	評価点（参考）
第1条 目的	3	7	4	0.92
第2条 議会の活動原則	3	7	5	0.86
第3条 議員の活動原則	3	6	6	0.80
第4条 議長及び副議長	6	5	2	1.31
第5条 会派	2	8	2	1.00
第6条 市民と議会との関係	4	6	5	0.93
第7条 議会報告会	5	7	0	1.42
第8条 議決責任等	4	5	3	1.08
第9条 市長等との関係性の原則	5	6	1	1.33
第10条 議会審議における論点情報の形成	6	6	0	1.50
第11条 予算及び決算における政策説明	8	4	0	1.67
第12条 監視及び評価	5	7	0	1.42
第13条 任意的議決事件	6	4	2	1.33
第14条 議員間の討議による合意形成	4	5	6	0.87
第15条 委員会	6	5	4	1.13
第16条 政策討論会	0	3	12	0.20
第17条 市民との意見交換会	4	4	7	0.80
第18条 議員研修	2	8	2	1.00
第19条 議会事務局の充実	3	7	2	1.08
第20条 議会図書室の充実	1	5	6	0.58
第21条 広報広聴活動	5	5	5	1.00
第22条 政治倫理の確立	4	6	2	1.17

第23条 議員定数	5	6	4	1.07
第24条 議員報酬	4	6	5	0.93
第25条 最高規範性	3	6	6	0.80
第26条 見直し手続き	5	4	6	0.93

(評価点は、◎=2点、○=1点、×=0点とし、記入者の平均点をとった。なお、項目ごとに未評価の議員がいるため、項目ごとの議員の回答数が必ずしも16になっていない。)

## 2. 自由記述欄の意見

第1条 目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文通りである</li> <li>・議会の活性化、情報公開、市民参加も含め目的としては条文に沿っている。</li> <li>・「市民福祉の向上」がまだ努力を要する。</li> <li>・条例制定の目的としては取り組みできている。(結果は別)</li> <li>・昨年9月の改悪により、内容が条例の目的を達成するための規定から後退してしまったと捉えている。条例の内容が、「目的」とかけ離れてしまった。</li> </ul>
第2条 議会の活動原則
<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明性などの点では努力している。</li> <li>・政策提案の件数がほとんどない。(地域公共交通くらい?)</li> <li>・わかりやすい言葉、傍聴の意欲を高める議会運営を常に念頭において行動できているか疑問。</li> <li>・第3項については自ら立案することについては今後の課題である。</li> <li>・(6)「市民の傍聴の意欲を高める議会運営」インターネット中継や録画中継で、自宅に居ながら本会議を見れるようになっているが、実際に足を運んでもらい生の本会議を見てもらうための、違った視点からの呼びかけを考える必要があるのでは。</li> <li>・(3)については取り組みができていないが、その他については成果が上がっていると思う。</li> <li>・(3)は提案することが少ない。</li> <li>・(3)はできていない。</li> <li>・特に第5号(会議規則等の精査)については、取り組みがされていない。</li> </ul>
第3条 議員の活動原則
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由な討議などは重視している。</li> <li>・条例提案はできていない。</li> <li>・第1項は議員間の自由な討議ができる環境でありたい。第3項については今後も前向きに努めるべき。第2・4項について条例に従っている。</li> <li>・(1)議員個々の資質にもよるが、まだ完全に取り組めていないように思う。</li> <li>・(3)については取り組みができていないがその他については成果が上がっていると思</li> </ul>

う。

- ・(3)について現在は少ない。
- ・特に第1号（言論の府、合議機関、自由討議）について、認識に欠けている。

#### 第4条 議長及び副議長

- ・所信表明の導入により、わかりやすくなった。
- ・条例通り行っている。
- ・第3項の市民に対する透明性の確保は、されていない。

#### 第5条 会派

- ・必要があれば自ずと結成されるものだと考えるのに問題を感じない。
- ・もっと会派を結成し、会派代表質問ができるように努めるべきである。
- ・条例通りだが複数あるわけではない。
- ・会派制導入による議会運営について議論すべき。(個人見解)
- ・1会派しかないのは問題。

#### 第6条 市民と議会との関係

- ・会議の公開、態度の公表、請願への対応などは制定前に比べて向上している。
- ・さらに市民の意見を聞くための新しい取り組みが必要。
- ・条例に従っている。
- ・第3項についてはやや取り組み不足を感じるが総合的には成果が上がっていると思う。
- ・市民に対して受け身である。
- ・第3項（公聴会制度等の活用）、第4項（意見交換会の多様性）について認識にかけ、取り組みがされていない。

#### 第7条 議会報告会

- ・規定にもとづきよく取り組んできたが、マンネリ化を打破するため新しい取り組みが必要。
- ・条例に従っている。

#### 第8条 議決責任等

- ・議会全体として、過去の決め事を逸脱した議論をしているケースが時々見受けられる。
- ・条例に従っている。
- ・第2項に関しては努力を要する。
- ・第2項の議会運営に関する説明は、されていない。

#### 第9条 市長等との関係性の基本原則

- ・条例に従っている。
- ・(4)は取り組めていないように思う。
- ・「侵さず、侵されず」の基本原則について、議会側には認識がない。

#### 第10条 議会審議における論点情報の形成

- ・議会として情報をもとに、政策の是非を慎重に議論できているか再考する必要がある。

- ・条例に従っている。

#### 第11条 予算及び決算における政策説明

- ・条例に従っている。

#### 第12条 監視及び評価

- ・新しい総合計画では、行政評価との連動も考慮すべき。
- ・また、決算の手法も他市での事例を参考に新たな取り組みを検討する必要がある。
- ・条例に従っている。

#### 第13条 任意的議決事件

- ・条例に従っている。

#### 第14条 議員間の討議による合意形成

- ・できていないように思う
- ・条例に従っている。
- ・できていない。
- ・まったくできていない。

#### 第15条 委員会

- ・委員会単位でより自主的な調査研究を行うべき。
- ・条例に従っている。
- ・検証が必要では。
- ・産業厚生常任委員会において2年間、土木及び農政に関する調査がまったくなされなかつた。

#### 第16条 政策討論会

- ・実施に向けて行動すべき。
- ・開催していない。
- ・政策討論会を開催するものとする。どうたっておきながら開催できていない。政策立案が少ないように思う。
- ・政策討論会は積極的に行うようとする。
- ・?
- ・これかららの課題である。
- ・取り組めていない。
- ・会派がないし、できていない。
- ・取り組もうとする姿勢がまったくなく、しなくとも済むように条例も改悪された。

#### 第17条 市民との意見交換会

- ・実施は数回にとどまるので、議会から話を持ち掛けるなどもっと積極的に動くべき。
- ・もう少し、開催できれば良いと思うが、開催されている。
- ・子ども議会、女性議会、学生議会、出前事業等を積極的に行ってはどうか。
- ・議会報告会で意見交換ができると思っている。

- ・できていない。
- ・議会は受け身でなく積極的にアクションを起こすべき。
- ・第6条第4項の認識にかけ、実施要綱第2条第1項の規定は明らかに「上から目線」である。実施要綱は、第25条（最高規範性）に抵触している。

#### 第18条 議員研修

- ・年1回では少ない。
- ・もう少し研修があっても良いと思うが、開催されている。
- ・議員の研修が少ないようだ。
- ・必要に応じては行っている。
- ・市民との研修会はできていない。

#### 第19条 議会事務局の充実

- ・必要に応じては行っている。
- ・「法制機能の充実」はできていない。

#### 第20条 議会図書室の充実

- ・図書の充実等 方針を決めて動く必要がある。
- ・あまり利用していないが、充実はしていない。
- ・条例に従っているが課題はある。
- ・これから課題である。

#### 第21条 広報公聴活動

- ・出している情報量はかなりのものがあると思うので、よりわかりやすい・見やすい広報活動を心がけていくべき。
- ・それなりに出来ているが、他市の事例を参考にしてもっと充実した広報公聴活動をするべきである。
- ・条例に従っている。
- ・できていない。
- ・定期的（例：改選後）にアンケートを実施し、市民の議会に対する意識を把握すべき。
- ・「公聴」は、まったくされていない。

#### 第22条 政治倫理の確立

- ・常に心得る必要がある。

#### 第23条 議員定数

- ・合併当初20名の定数が、2名減、2名減で16名の定数となっている。
- ・文言の整理は時代に応じて必要と考える。
- ・条例に従っている。
- ・改悪前の第3項を無視し、定数を改正した。それをもみ消すため、第3項を削除した。

#### 第24条 議員報酬

- ・文言の整理は時代に応じて必要と考える。

- ・条例に従っている。
- ・改悪前の第3項を無視し、報酬に関する規定を改正した。それをもみ消すため、第3項を削除した。

#### 第25条 最高規範性

- ・条例に従っている。
- ・第2項については取り組む必要がある。
- ・第2項について取り組んでいるのか。
- ・第2項の一般選挙後の条例研修は、されていない。

#### 第26条 見直し手続

- ・今回が初めての評価作業になると思う。6年でこれでは遅すぎる。
- ・定期的に評価するサイクルを規定すべき。そうすることで、基本条例を読む機会をふやし、常に念頭において行動するパターンが作られる。
- ・見直しも行ってきた。
- ・条例に従っている。前年は必要に応じ見直されたが、今後も時間をかけた見直しをしていくことが必要と考える。
- ・「市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して」いない。

#### その他

- ・全般的に、文言の整理は必要とは考えるが、それ以前に議員としての自由討議・話し合いの場をもって意思の疎通を図るべきと考える。
- ・議員室の充実が必要。一議員としてのプライバシーが保てない。事務作業は、自宅で行う状況である。
- ・評価のみでは意味がない。前回同様、見直しすべきところは改善すべきである。(前回は否決されている。)
- ・議会基本条例 会議規則等 改正する議員提出議案等を否決しておきながら今回評価してどうするのか?理解できない。私の評価で後々問題にされても困る。よって評価はしない。
- ・平成29年3月27日付で評価シートの提出を求められましたが、私は「提出したくない」のが本心であります。

その理由は、

今回、「評価」して、今後、どうしようとしているのか、まったくわからない。説明がまったくない。

条例自体を評価するのか、条例と現在の加東市議会の状況を比較しようとしているかも、判然としない。

昨年7月には、「現状と大きく差異が生じているもの、現議会では実行不可能なもの」を見直しの対象として提案を求め、その方向で改正(悪)がされた。

従って、加東市議会の現状と基本条例は、ほぼ整合していて当然であり、また、取り組

みができていて当たり前のはず。「取り組みができる」「取り組めていない」と区分する意味がわからない。

仮に「取り組めていない」と評価すると、これまでの経緯からして、また、現状に合わせたため、条例をさらに改悪するということなのか。

今回の「評価」が、さらなる基本条例の改悪の材料にされかねない。

ためです。

しかし、

昨年7月には廃止案と13項目の提案をしましたが、それをすべて自分たちが蹴っておいて、修正案を提出すると「このような案があるのなら、なぜ出さなかったのか」と言われた。提出していてもこのように言われるのだから、今回、これを提出しなかったら何を言われるか分からぬ。議会基本条例について発言させてもらえなくなるのではないかと大変心配している。

議会基本条例を近隣他市にも誇れる素晴らしい条例に改正したいため、また、加東市議会を市民から信頼される議会としたいため、あえて提出します。